

令和 7 年度

災害ボランティア活動の促進に関して講じた
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和 8 年 6 月

茨 城 県

この「災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（令和2年茨城県条例第59号）第13条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第7条から第12条まで及び第14条の規定に沿って、令和7年度の施策や取組を整理しています。

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例（抄）
（年次報告）

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

目 次

1 条例の基本事項	1
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等	
（1）条例の概要・施策体系図	1
（2）推進体制	2
（3）条例制定後の主な取組	3
3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組	
（1）事業者の協力（第7条関係）	5
（2）相互の連携強化（第8条関係）	6
（3）人材の育成及び確保（第9条関係）	7
（4）被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条関係）	13
（5）県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条関係）	17
（6）普及啓発（第12条関係）	18
（7）推進体制の整備等（第14条関係）	20
（参考）	
茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例	22

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公布日	令和2年12月18日
報告の根拠	第13条第1項（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

災害ボランティア活動の促進に係る施策の基本事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築

○災害ボランティア活動の促進
○被災者の支援の充実

県民が安心して暮らすことができる社会の実現

2 定義（第2条）

- 災害：暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- 災害ボランティア活動：被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動
- 災害ボランティア：災害ボランティア活動を行う個人又は団体
- 災害ボランティアセンター：災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織
- 社会福祉協議会：社会福祉法に規定する市町村社会福祉協議会及び都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者
- 学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 自主防災組織等：災害対策基本法に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士、その他地域において防災活動を行う団体又は個人

3 基本理念（第3条）

- ・災害ボランティア活動は、相互扶助の精神に基づく自発的な活動
- ・被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性の尊重
- ・行政等と被災者とボランティアとの信頼関係の下に連携及び協力を図る。

- ・被災者の権利利益の保護
- ・災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保

被災者
支援の
充実

- ・被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供

4 県の責務と県民等の役割等（第4条―第8条）

県の責務と関係者の役割を明確化（県、県社協、市町村・市町村社協、災害ボランティア、県民、事業者）

5 基本的施策（第8条―第15条）

（1）連携強化（第8条）（再掲）

- 市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携協力による施策の策定・実施
- 災害ボランティアセンターの設置運営に係る役割・費用分担の明確化

（2）人材育成・確保（第9条）

- 被災者支援に関する専門的知識を要する人材の育成
- 学校による災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流などの教育活動の実施

（3）被災者の支援の迅速かつ適切な実施（第10条）

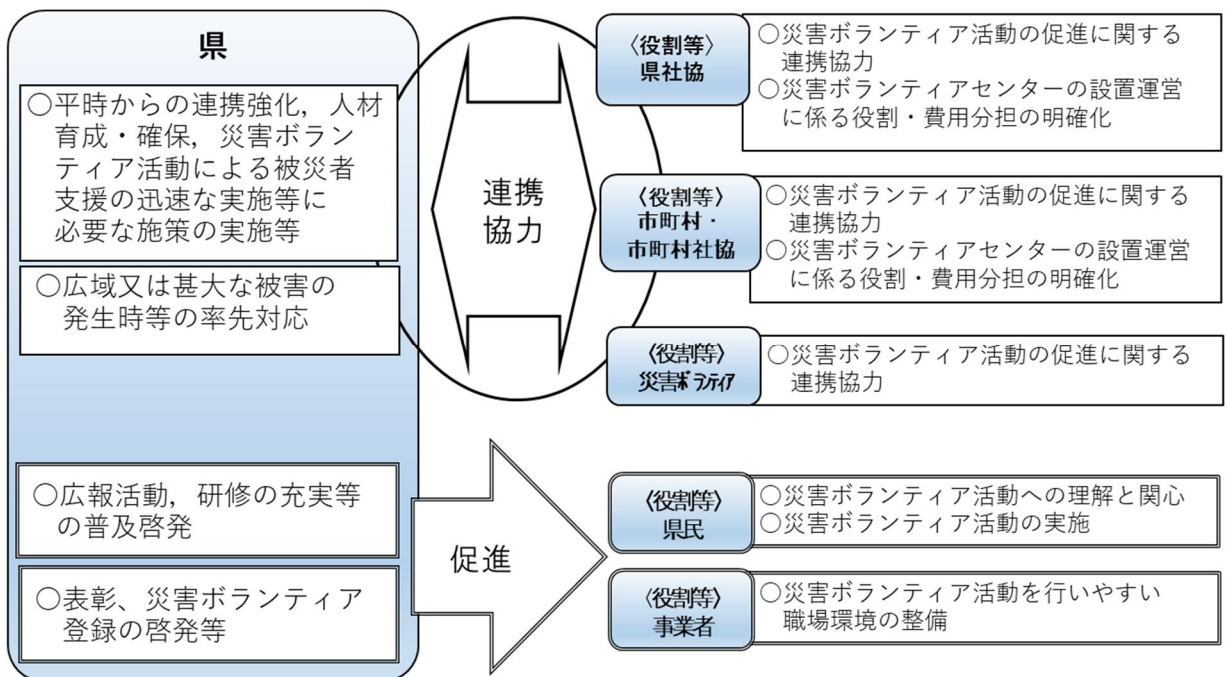
- 災害ボランティア活動に関する連絡調整など、災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行う団体の育成又は体制の整備
- ボランティアセンターの設置運営や、災害ボランティア活動による被災者支援に係る研修・訓練の実施
- 資機材の確保に関する援助など、災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援
- 災害ボランティア活動に際しての個人情報保護など、被災者の権利利益の保護や、感染症の予防など、災害ボランティアの安全確保

（4）その他

- 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条）
- 県民に対する広報活動、研修の充実その他の普及啓発（第12条）
- 施策の実施状況及び成果に係る議会への年次報告、報告の公表（第13条）
- 条例の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備、基金の設置その他の必要な措置（第14条）
- 必要な財政上の措置（第15条）

(2) 推進体制

●災害ボランティア活動を支援・促進するための推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 人材の育成及び確保

災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できる人材の育成

(1) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（県社協・市町村社協共催等）

年度	開催回数	参加者数	開催市町村
R 5	5	309 人	水戸市他 4 市町で実施
R 6	7	395 人	土浦市他 6 市で実施 ※うち、新たに県社協単独主催による集合訓練を 2 市で実施
R 7	5	305 人	かすみがうら市他 4 市町村で実施

(2) 災害初動期対応チームの育成

災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員で、養成研修の修了者によりチームを構成。災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣し、センターの設置・運営を担っている。

年度	メンバー養成研修（修了人数）	年度末チーム登録者数
R 5	47 人	164 人
R 6	62 人	218 人
R 7	34 人	251 人

(3) 「いばらき防災大学」における地域防災リーダー※の養成

【「いばらき防災大学」開催状況】

年度	R 5	R 6	R 7
受講者数(修了者数)	271 人 (267 人)	211 人 (206 人)	289 人 (286 人)

※地域防災リーダー：地域で自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材

2 被災者支援の迅速かつ適切な実施

(1) 茨城県災害ボランティア登録の推進

平時から予め災害ボランティアを登録し、災害時には登録者に対して災害ボランティアセンター開設情報など、活動に必要な情報を提供

【年度末登録件数】

年度	個人登録	団体登録
R 5	1,056 人	95 団体
R 6	1,433 人	164 団体
R 7	1,687 人	193 団体

※個人：R3年9月～、団体：R4年度～

※R8年4月20日現在：個人登録1,693人、団体登録193団体

(2) 企業等に対する登録推進の働きかけ

市町村、社会福祉協議会との連携により、県内企業や地域団体等に対して、災害ボランティア登録の推進と災害時の参加協力、ボランティア休暇制度の導入依頼などについて働きかけを実施

(3) 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用

災害ボランティアと被災者ニーズのマッチングを円滑化するシステム（いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS））を運用し、災害ボランティアセンターを効率的に運営（令和3年10月～）

【IVOS 操作研修の実施】

市町村社協からの要請に応じて実施

年度	R5	R6	R7
実施回数	9	13	7

3 普及啓発

(1) 「災害ボランティア活動」出前講座の実施

年度	R5	R6	R7
実施回数	9	3	4

※令和7年度実施先
稲敷市男女共同参画講座、(株)ダイナム（3回）

(2) インターネットによる災害ボランティア関連情報の提供

- ・特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における災害ボランティア登録募集、募金などの各種情報発信
- ・災害ボランティア登録者へのメールによる情報発信
- ・県内事業者への啓発メールの配信

○特設サイト災ボラ STANDBY



(3) SNSやメディア出演、イベント参加等による広報の実施

県広報紙「ひばり」、県公式X、イベント「いばらき学ぼうさい」等による情報発信

4 推進体制の整備等

茨城県災害ボランティア活動支援基金を設置し、特設サイトでのPRや企業版ふるさと納税の活用等により寄附金を募集し、災害ボランティアの活動環境を整備

【寄附実績】

年度	R5	R6	R7
寄附総額	24,864 千円	42,296 千円	128,027 千円
寄附件数	656 件	847 件	2,950 件

【活用内容】

- ・災害ボランティアの作業用資機材の購入経費
- ・災害ボランティアの輸送手段の確保に要する経費
- ・いばらき型災害ボランティアセンター運営システム（IVOS）の運用経費
- ・民間支援団体等による情報共有会議等に要する経費

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 事業者の協力（第7条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 ボランティア 休暇制度導入 に関する啓発	県	<実施状況> (1) 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY (スタンバイ)」における啓発 ・ 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY」において、引き続き「ボランティア 休暇制度の導入」に係る広報・啓発を行った。 (2) ボランティア休暇制度の啓発用チラシ（電子 チラシ）の活用 ・ 事業者向けに作成したボランティア休暇制度 導入の啓発用チラシを県ホームページなど で公開・周知した。 (3) 県内事業者への啓発メールの配信 ・ 県産業戦略部メールマガジンに登録する事業 者等（約 850 者）に対し、ボランティア休暇 導入の啓発に関する電子メールを配信した。 (4) 県内事業者への働きかけ ・ 市町村等と連携し、県内事業者に対して、ボ ランティア休暇制度の導入依頼等の働きか けを実施 <成 果> ホームページ等による啓発により、県内事業者に 対して、「従業員が災害ボランティア活動を行いや すい職場環境」という視点からのボランティア休暇 制度導入の必要性等について、理解促進を図ること ができた。 （福祉部 福祉政策課）	—
【 今 後 の 取 組】 ボランティア 休暇制度導入 に関する啓発	県	県内事業者の従業員が災害ボランティア活動に 参加しやすい職場環境の整備を促進するため、県内 事業者におけるボランティア休暇制度導入に関す る広報・啓発を行う。	—

(2) 相互の連携強化（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	<実施状況> 市町村と社会福祉協議会の役割や費用分担を明確にするため、協定締結を働きかけるとともに、協定内容に関して、市町村からの相談に随時、助言や先行事例の紹介などを行った。 <成 果> 令和7年度、新たに2市町において、市町村社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定が締結され、協定締結済みの市町村は34市町村となった。 （福祉部 福祉政策課）	—
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に関する役割分担等の明確化の推進	県 ・ 県社会福祉協議会 ・ 市町村 ・ 市町村社会福祉協議会	災害発生時、被災地において、災害ボランティアの活動を被災者につなぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、引き続き市町村と社会福祉協議会との協定締結を促進する。	—

(3) 人材の育成及び確保（第9条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																								
			今年度 当初予算額 [千円]																								
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成	県・ 県社会福祉協議会	＜実施状況＞ (１) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 【県・市町村社会福祉協議会共催】	3,776 千円																								
		<table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>10 月 13 日</td><td>八 千 代 町</td><td>参加者：65 人</td></tr><tr><td>2</td><td>10 月 25 日</td><td>かすみがうら市</td><td>参加者：54 人</td></tr><tr><td>3</td><td>11 月 23 日</td><td>笠 間 市</td><td>参加者：72 人</td></tr><tr><td>4</td><td>12 月 13 日</td><td>美 浦 村</td><td>参加者：66 人</td></tr><tr><td>5</td><td>1 月 18 日</td><td>取 手 市</td><td>参加者：48 人</td></tr></table>			開催日	開催地	実施状況	1	10 月 13 日	八 千 代 町	参加者：65 人	2	10 月 25 日	かすみがうら市	参加者：54 人	3	11 月 23 日	笠 間 市	参加者：72 人	4	12 月 13 日	美 浦 村	参加者：66 人	5	1 月 18 日	取 手 市	参加者：48 人
				開催日	開催地	実施状況																					
		1		10 月 13 日	八 千 代 町	参加者：65 人																					
		2		10 月 25 日	かすみがうら市	参加者：54 人																					
		3		11 月 23 日	笠 間 市	参加者：72 人																					
		4		12 月 13 日	美 浦 村	参加者：66 人																					
		5		1 月 18 日	取 手 市	参加者：48 人																					
		(２) 災害初動期対応チームの育成																									
		<table><tr><td>研修区分</td><td>開催日</td><td>主な研修内容</td></tr><tr><td rowspan="2">メンバー養成研修 (2日間)</td><td>8 / 22</td><td>・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害 VC における情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など</td></tr><tr><td>9 / 2</td><td>・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など</td></tr><tr><td rowspan="2">ステップアップ研修 (全体研修)</td><td>9 / 16</td><td>(マネジメント編) ・災害 VC のあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害 VC の設置判断 など</td></tr><tr><td>1 / 15</td><td>(ICT 編) ・災害 VC における ICT の活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など</td></tr></table>		研修区分	開催日	主な研修内容	メンバー養成研修 (2日間)	8 / 22	・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害 VC における情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など	9 / 2	・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など	ステップアップ研修 (全体研修)	9 / 16	(マネジメント編) ・災害 VC のあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害 VC の設置判断 など	1 / 15	(ICT 編) ・災害 VC における ICT の活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など											
		研修区分		開催日	主な研修内容																						
		メンバー養成研修 (2日間)		8 / 22	・災害VC（ボランティアセンター）運営支援の心構え ・災害 VC における情報発信、管理の重要性 ・社協が災害支援に取り組む意義と求められる役割 など																						
9 / 2	・社協、行政、NPO等との連携・協働の意義 ・オール茨城の支援体制構築の必要性 ・講師陣による意見交換 など																										
ステップアップ研修 (全体研修)	9 / 16	(マネジメント編) ・災害 VC のあり方と連携・協働の基本的な考え方 ・災害 VC の設置判断 など																									
	1 / 15	(ICT 編) ・災害 VC における ICT の活用と実践 ・社協における災害への備えと被災者支援 ・平時の地域づくり等の重要性 など																									
(３) 災害ボランティアリーダーの養成																											
<table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>9 月 14 日</td><td>土 浦 市</td><td>参加者：38 人</td></tr><tr><td>2</td><td>9 月 15 日</td><td>水 戸 市</td><td>参加者：50 人</td></tr></table>		開催日	開催地	実施状況	1	9 月 14 日	土 浦 市	参加者：38 人	2	9 月 15 日	水 戸 市	参加者：50 人															
	開催日	開催地	実施状況																								
1	9 月 14 日	土 浦 市	参加者：38 人																								
2	9 月 15 日	水 戸 市	参加者：50 人																								
(４) 企業×災害ボランティアセンターを考える勉強会																											
<table><tr><td></td><td>開催日</td><td>開催地</td><td>実施状況</td></tr><tr><td>1</td><td>12 月 15 日</td><td>水 戸 市</td><td>参加者：47 人</td></tr></table>		開催日	開催地	実施状況	1	12 月 15 日	水 戸 市	参加者：47 人																			
	開催日	開催地	実施状況																								
1	12 月 15 日	水 戸 市	参加者：47 人																								

		<成 果> 災害ボランティアセンター設置・運営訓練について、令和7年度は県内5か所で実施し、同訓練の実施により、各社会福祉協議会の職員の災害ボランティアセンターの設置・運営に関する基礎の習得が図られたとともに、参加した市町村、県及び市町村社会福祉協議会、地元のボランティア団体等の連携体制が強化された。 また、災害初動期対応チームの育成のため、メンバー養成研修及びステップアップ研修を開催した。 メンバー養成研修においては、全課程を修了した34人を災害初動期対応チームのメンバーとして新たに登録し、同チームの派遣体制が強化された（令和7年度末時点の登録者数：251人）。 ステップアップ研修においては、「マネジメント編」（多様な機関・団体による協働型災害VCの運営マネジメント等）、「ICT編」（災害用特設ページ作成研修等）により、災害ボランティアセンターの設置・運営時におけるメンバーの認識の深化を図ることができた。 また、災害ボランティア個人登録者を対象に、被災地におけるボランティア活動において状況の変化に対応しつつグループをまとめる災害ボランティアリーダーを養成する研修会を開催し、活動現場におけるボランティアの安全確保を推進することができた。 さらに、災害ボランティア団体登録企業等を対象に災害ボランティアセンターを考える勉強会を開催し、資機材・人材・物流・専門技術・広報力など多様な資源を有する民間企業との協働のあり方について検討を進めることができた。 （福祉部 福祉政策課）	
【今後の取組】 災害ボランティアセンター設置・運営に係る人材の育成	県・県社会福祉協議会	災害時、被災地において災害ボランティアセンターの設置・運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営の主体となる市町村社会福祉協議会の職員や、運営を手伝う地域の支援団体などを対象に、同センターの設置・運営の流れについてのシミュレーション訓練等を実施する。 また、災害ボランティアセンターの設置・運営の経験のある県内社会福祉協議会職員により構成され、災害時に被災地の市町村社会福祉協議会に派遣、同センターの設置・運営の支援等を行う「災害初動期対応チーム」員のスキルアップ研修会等を実施し、人材育成を図る。	3,776千円

【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき防災大学」における講義	県	<実施状況> 地域防災リーダーの養成を目的とし、防災士の資格取得も可能な「いばらき防災大学」において、茨城県社会福祉協議会が「災害とボランティア活動」について講義をしている。 令和7年度「いばらき防災大学」開催状況 <table><tr><th>開催</th><th>開 講 期 間</th><th>受 講 者 数</th></tr><tr><td>水 戸 会 場</td><td>全3日間（6/21、7/12、7/26）</td><td>142 人 (修了 140 人)</td></tr><tr><td>土 浦 会 場</td><td>全3日間（11/8、11/23、11/29）</td><td>147 人 (修了 146 人)</td></tr></table> <table><tr><th>受講対象者</th><th>講義の主な内容</th></tr><tr><td>原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者</td><td>茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など</td></tr></table> ※いばらき防災大学 自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材を養成することにより、県民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりや、自主防災組織等の新規結成及び長期的に安定した組織活動を支援するため、「防災」について総合的に学ぶ機会を提供するもの <成 果> 受講者に対して、災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材を育成した。 (防災・危機管理部 防災・危機管理課)	開催	開 講 期 間	受 講 者 数	水 戸 会 場	全3日間（6/21、7/12、7/26）	142 人 (修了 140 人)	土 浦 会 場	全3日間（11/8、11/23、11/29）	147 人 (修了 146 人)	受講対象者	講義の主な内容	原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など	3,107 千円
開催	開 講 期 間	受 講 者 数														
水 戸 会 場	全3日間（6/21、7/12、7/26）	142 人 (修了 140 人)														
土 浦 会 場	全3日間（11/8、11/23、11/29）	147 人 (修了 146 人)														
受講対象者	講義の主な内容															
原則として県内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。 なお、定員を超える応募があった場合は、以下の優先順位により受講を認める。 ①地域での防災活動に従事する意思がある者 ②自主防災組織等に属し、地域で防災活動に従事する者 ③市町村、企業等で防災関連の業務に従事する者	茨城県の防災・危機管理行政の概要、耐震診断と補強、家具等の転倒・落下防止対策、自然災害と損害保険、気象庁ワークショップ、被害想定とハザードマップ、気象情報の利活用、災害とボランティア活動、風水害と土砂災害の仕組み及び対策、地震と津波の仕組みと被害及び対策、身近でできる防災対策、自主防災組織と地区防災計画、放射線の基礎知識、防災士の役割 など															
【今後の取組】 「いばらき防災大学」における講義	県	令和8年度においても、「いばらき防災大学」を開催し、災害ボランティアに関する知識や心構えについて講義をすることで、被災者の支援に関する知識を有する人材を育成する。	2,928 千円													

【前年度の実施状況及び成果】	県・市町村	＜実施状況＞ ○令和7年度における各種学習の実施状況 （市町村立小・中学校等における実施状況） <table><tr><td>区分</td><td>条例趣旨の周知</td><td colspan="3">災害等から身を守るための安全確保に向けた学習</td></tr><tr><td>小学校</td><td>80.6%</td><td colspan="3">99.5%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>81.4%</td><td colspan="3">99.5%</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>81.3%</td><td colspan="3">100.0%</td></tr><tr><td>合計</td><td>80.6%</td><td colspan="3">99.1%</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">ボランティア精神の涵養に資する学習</td><td colspan="2">災害ボランティア活動に関する学習</td></tr><tr><td>異年齢交流活動・社会参画</td><td>ボランティア活動</td><td>直接的な体験</td><td>自主防災組織等との交流</td></tr><tr><td>小学校</td><td>92.8%</td><td>96.2%</td><td>26.7%</td><td>50.6%</td></tr><tr><td>中学校</td><td>92.0%</td><td>98.9%</td><td>29.4%</td><td>43.5%</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>43.8%</td><td>40.6%</td></tr><tr><td>合計</td><td>92.9%</td><td>97.2%</td><td>28.3%</td><td>47.9%</td></tr></table> ※「条例趣旨の周知」は今年度改めて行った学校の割合（R4に全ての学校で周知済み） ※異年齢交流活動（小学校） 上級生がリーダーシップを発揮しながら活動するもの。 ※社会参画（中学校） 福祉施設や社会教育施設等での様々なボランティア活動、幼児や児童、高齢者との交流、障害のある人々などとの交流や共同学習、有意義な社会的活動（地域の行事、防災や防犯、交通安全等）への参加・協力 ※ボランティア活動 全校美化の行事、地域社会への協力、学校内外のボランティア活動など ※災害ボランティア活動に関する直接的な体験 避難所設営体験、防災キャンプ、土のう積み体験、被災地への募金及び物資の支援など ※自主防災組織等との交流 自治会や近隣住民と連携した防災訓練、消防団の指揮による防災体験など ＜成 果＞ 各小中学校等において、災害から身を守り、ボランティア精神の涵養に資するため、特別活動を中心に、防災に関する学習及び異年齢交流や社会参画及びボランティア活動を通して自己有用感を感じ、進んで奉仕しようとする態度を育てる学習を促進することができた。 （教育庁学校教育課 義務教育課）	区分	条例趣旨の周知	災害等から身を守るための安全確保に向けた学習			小学校	80.6%	99.5%			中学校	81.4%	99.5%			義務教育学校	81.3%	100.0%			合計	80.6%	99.1%			区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習		異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流	小学校	92.8%	96.2%	26.7%	50.6%	中学校	92.0%	98.9%	29.4%	43.5%	義務教育学校	100.0%	100.0%	43.8%	40.6%	合計	92.9%	97.2%	28.3%	47.9%	—
区分		条例趣旨の周知	災害等から身を守るための安全確保に向けた学習																																																						
小学校	80.6%	99.5%																																																							
中学校	81.4%	99.5%																																																							
義務教育学校	81.3%	100.0%																																																							
合計	80.6%	99.1%																																																							
区分	ボランティア精神の涵養に資する学習		災害ボランティア活動に関する学習																																																						
	異年齢交流活動・社会参画	ボランティア活動	直接的な体験	自主防災組織等との交流																																																					
小学校	92.8%	96.2%	26.7%	50.6%																																																					
中学校	92.0%	98.9%	29.4%	43.5%																																																					
義務教育学校	100.0%	100.0%	43.8%	40.6%																																																					
合計	92.9%	97.2%	28.3%	47.9%																																																					
【今後の取組】	県	各市町村教育委員会における取組状況を点検し、その結果を周知するとともに、必要に応じて助言するこ	—																																																						

小中学校等での災害ボランティア活動に関する学習		とにより、取組の推進を図る。 学校行事や児童会・生徒会活動において、児童生徒のボランティア精神の涵養が図られていくことから、小中学校等において、さらに特別活動が推進され、「自己有用感」が得られるような取組の充実を図る。(指導主事会や通知文において助言) (教育庁学校教育部 義務教育課)																
【前年度の実施状況及び成果】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県・市町村	<実施状況> 令和7年度実施状況 <table><tr><td>モデル地域</td><td>県立伊奈特別支援学校近隣地域</td><td>龍ヶ崎市</td></tr><tr><td>拠点校（近隣校）</td><td>県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）</td><td>龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）</td></tr><tr><td>実施内容</td><td>市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等</td><td>市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等</td></tr></table> <成 果> 避難所設営の体験や防災体験ワークショップ等の防災教育などを通して、児童生徒の「自助」、「共助」の意識醸成やボランティア精神の涵養を図ることができた。 (教育庁学校教育部 保健体育課)	モデル地域	県立伊奈特別支援学校近隣地域	龍ヶ崎市	拠点校（近隣校）	県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）	龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）	実施内容	市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等	市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等	2,157 千円						
モデル地域	県立伊奈特別支援学校近隣地域	龍ヶ崎市																
拠点校（近隣校）	県立伊奈特別支援学校（小1校、中1校、高1校）	龍ヶ崎市立城ノ内小学校（小1校、中2校）																
実施内容	市と連携した避難所設営体験 ・開催日 7月29日（火） ・会場 県立伊奈特別支援学校 ・内容 エアベッドの作成や簡易テントの設置 等	市と連携した防災体験学習 ・開催日 10月27日（月） ・会場 城ノ内小学校 ・内容 煙体験や防災体験ワークショップ 等																
【今後の取組】 「学校安全総合支援事業」における災害ボランティアに関する体験の機会の提供	県・市町村	モデル地域を設定し、地域の特性に応じて災害安全に関する組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、学校安全に関する学校間の連携促進を支援する 「学校安全総合支援事業」において、拠点校の生徒に対し、避難所の開設・運営等の体験機会を提供する。	2,206 千円															
【前年度の実施状況及び成果】 「災害ボランティア活動」	県	<実施状況> <table><tr><td></td><td>出前講座実施校等</td><td>実施日</td></tr><tr><td>1</td><td>県南生涯学習センター</td><td>8/5</td></tr><tr><td>2</td><td>(株) ダイナム</td><td>7/18</td></tr><tr><td>3</td><td>(株) ダイナム</td><td>7/19</td></tr><tr><td>4</td><td>(株) ダイナム</td><td>7/20</td></tr></table>		出前講座実施校等	実施日	1	県南生涯学習センター	8/5	2	(株) ダイナム	7/18	3	(株) ダイナム	7/19	4	(株) ダイナム	7/20	—
	出前講座実施校等	実施日																
1	県南生涯学習センター	8/5																
2	(株) ダイナム	7/18																
3	(株) ダイナム	7/19																
4	(株) ダイナム	7/20																

出前講座の実施		<成 果> 災害ボランティアの現状や活動内容に対する理解促進及び共助意識の醸成を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	
【今後の取組】 「災害ボランティア活動」出前講座の実施	県	県民の災害ボランティア活動への理解と関心を深めるため、学校や企業などにおいて「災害ボランティア活動」をテーマとした出前講座を実施する。	—
【前年度の実施状況及び成果】 立地企業フォローアップ事業	県	<実施状況> 県内立地企業のさらなる設備投資情報や設備投資に必要な事業環境ニーズを把握するため、県職員等による企業訪問を実施した。その中で、「災害ボランティア登録者募集」のチラシを配付し登録をお願いした。 <成 果> 令和7年度企業訪問数：250 社 (立地推進部 立地推進課)	—
【今後の取組】 立地企業フォローアップ事業	県	県内立地企業に対し、引続きフォローアップ事業を継続するとともに、災害ボランティア登録について働きかけを行う。 (立地推進部 立地推進課)	—

(4) 被災者の支援の迅速かつ適切な実施 (第 10 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]								
【前年度の実 施状況及び 成果】 茨城県防災ボ ランティアネ ットワークの 活性化	県 ・ 県社会福 祉協会	＜実施状況＞ 茨城県防災ボランティアネットワーク（以下「ネッ トワーク」という）において活動の活性化方針を決定 し、具体的な方策等について協議・検討を行った。 【活動活性化に関する検討状況】 <table><tr><th>会議名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>世話 人会</td><td>日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し</td></tr><tr><td>総会</td><td>日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し</td></tr><tr><td>見学 会</td><td>日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター施設見学</td></tr></table> ＜成 果＞ ネットワークの活性化に向け、構成団体間において、 ネットワークが取り組むべき課題等について活発な意 見交換が行われ、活動の活性化方針を決定し、共有す ることができた。また、見学会等の実施により、活性化 に向けた機運醸成が図られた。 (福祉部 福祉政策課)	会議名	内 容	世話 人会	日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し	総会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し	見学 会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター施設見学	—
会議名	内 容										
世話 人会	日時：6月25日(水) 15：00～16：30 場所：オンライン開催 (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し										
総会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） (協議事項) ・R6年度事業報告 ・R7年度事業計画(案) ・世話人会の選任 ・代表世話人・副代表世話人の選出 ・茨城県防災ボランティアネットワークの一部見直し										
見学 会	日時：7月2日(水) 9：45～10：15 場所：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター（つくば市） 内容：日本財団災害ボランティアトレーニ ングセンター施設見学										
【今後 の 取 組】 茨城県防災ボ	県 ・	災害時に被災者支援活動等を行う県内の 23 団体が 構成されるネットワークが、災害時に県内外から集ま り活動する多様な支援団体等の連絡調整・活動調整な	—								

ランティアネットワークの活性化	県社会福祉協議会	どを担える組織になることを目指し、ネットワークの活動の活性化を促進していく。							
【前年度の実施状況及び成果】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	＜実施状況＞ 【登録手続等の概要】 <table><tr><td>登録対象者</td><td>【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上</td></tr><tr><td>登録方法</td><td>オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録</td></tr><tr><td>登録有効期間※</td><td>なし</td></tr></table> ＊令和４年度までは年度更新(毎年度登録)、令和５年度から年度更新を廃止 ＜成 果＞ 【令和７年度末登録状況】 ・個人登録件数：１,６８７件 ・団体登録件数：１９３件 (福祉部 福祉政策課)	登録対象者	【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上	登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録	登録有効期間※	なし	—
登録対象者	【個人登録】＊令和３年９月～１５歳以上の住民（県民に限らず、県外住民も登録可） 【団体登録】＊令和４年度～２名以上								
登録方法	オンライン上で個人登録、団体登録それぞれの「登録フォーム」への入力・送信により登録								
登録有効期間※	なし								
【今後の取組】 茨城県災害ボランティア登録制度の整備	県	災害ボランティア活動に興味がある県民・事業者などを対象に、平常時から予め「茨城県災害ボランティア」の登録を行い、県内で災害が発生した際には、登録者にメールで災害ボランティア募集情報などを情報発信する等により、意欲ある災害ボランティアが県内被災地で迅速かつ円滑に活動できるよう備える。 (令和８年度（４月２０日現在）登録状況) ・個人登録件数：１,６９３件 ・団体登録件数：１９３件	—						
【前年度の実施状況及び成果】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	県	＜実施状況＞ １ 県ホームページにおける情報発信 ２ 特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」における情報発信 (特設サイトでの情報発信の例) ・県災害ボランティア条例について ・災害ボランティア登録について ・災害ボランティア活動支援基金について ・ボランティア休暇制度について ・特集「はじめての災ボラ活動」 ・県内外の災害ボランティア募集情報等 (災害ボランティアセンター開設など)							

		・「災害ボランティア活動」出前講座の募集 ・災害ボランティア関連イベント案内 など <成 果> 県ホームページや、災害ボランティア活動に関する様々な情報を集約した「災ボラ STANDBY」において、県民などが本県の災害ボランティア関連情報にアクセスしやすい環境のもと情報提供することができた。 (福祉部 福祉政策課)									
【今後の取組】 インターネットを利用した災害ボランティア関連情報の提供	県	災害ボランティア活動に意欲のある県民などが、災害ボランティア活動に必要な情報を容易に入手できるよう、県ホームページなどにおいて、災害ボランティア活動に関する様々な情報を提供する。	—								
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	県	<実施状況> 【令和7年度「災害ボランティア活動支援事業費補助金」概要】 <table><tr><td>補助対象事業者</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>補助対象経費</td><td> 補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時） </td></tr><tr><td>補助率</td><td>10/10</td></tr><tr><td>補助実績（見込）</td><td> 令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円 </td></tr></table> <成 果> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を活用して構築した「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」を維持管理するとともに、研修会等での活用を図ることにより、災害ボランティアの活動を円滑かつ効果的に被災者支援につなげるための環境整備を推進することができた。	補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	補助対象経費	補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時）	補助率	10/10	補助実績（見込）	令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円	10,321 千円
補助対象事業者	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会										
補助対象経費	補助対象事業者が実施する災害ボランティア活動支援事業に対し、次の経費を助成する。 ①災害ボランティアの現地作業に要する用具の購入等に要する経費（災害時） ②災害ボランティアの輸送に関する経費（災害時） ③災害ボランティアセンターの運営支援に資するシステムの整備・運用に要する経費（平常時） ④民間支援団体等による情報共有会議等の準備、設置及び運営等に表する経費（災害時、平常時）										
補助率	10/10										
補助実績（見込）	令和7年度：2,982千円 ①「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」運用経費：2,437千円 ②情報共有会議運営等経費：545千円										

		(福祉部 福祉政策課)																							
【今後の取組】 災害ボランティア活動の環境整備に資する事業への助成	県	「茨城県災害ボランティア活動支援基金」への寄附金を原資として、災害ボランティア活動の円滑化等に直結する事業に対し補助金を交付することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図る。	13,013 千円																						
【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県・ 県社会福祉協議会	<実施状況> ○いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）の概要 オンラインによる災害ボランティアの事前受付の導入と災害ボランティアセンター運営に必要な情報（被災者ニーズ情報、案件別活動履歴など）のデータベース化により各種情報を即時共有するシステム。災害ボランティアと被災者ニーズのスムーズなマッチングに有用な情報処理、各種帳票の自動作成、被災者ニーズの地図情報化などの機能を有する。 <table><tr><th>時期</th><th colspan="2">内 容</th></tr><tr><td rowspan="9">6 月～</td><td colspan="2">市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施</td></tr><tr><th>研修実施日</th><th>会場</th></tr><tr><td>2/4</td><td>セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（集合研修）</td></tr><tr><td>8/26</td><td>常陸太田市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>9/26</td><td>土浦市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>10/11</td><td>美浦村社会福祉協議会</td></tr><tr><td>11/1</td><td>阿見町社会福祉協議会</td></tr><tr><td>12/6</td><td>つくばみらい市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>1/26</td><td>水戸市社会福祉協議会</td></tr></table> <成 果> 市町村社会福祉協議会等において IVOS 操作研修を実施し、操作・活用方法の基礎を修得することにより、災害発生時に災害ボランティアセンターへ IVOS を速やかに導入・運用できる体制整備の推進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	時期	内 容		6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施		研修実施日	会場	2/4	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（集合研修）	8/26	常陸太田市社会福祉協議会	9/26	土浦市社会福祉協議会	10/11	美浦村社会福祉協議会	11/1	阿見町社会福祉協議会	12/6	つくばみらい市社会福祉協議会	1/26	水戸市社会福祉協議会	—
時期	内 容																								
6 月～	市町村社協等からの要請により IVOS 操作研修を実施																								
	研修実施日	会場																							
	2/4	セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（集合研修）																							
	8/26	常陸太田市社会福祉協議会																							
	9/26	土浦市社会福祉協議会																							
	10/11	美浦村社会福祉協議会																							
	11/1	阿見町社会福祉協議会																							
	12/6	つくばみらい市社会福祉協議会																							
	1/26	水戸市社会福祉協議会																							
【今後の取組】 災害ボランティアセンターの運営を効率化するシステムの運用	県・ 県社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営の効率化を図るため、ICT を活用し、「災害ボランティア」と「被災者ニーズ」のマッチングの円滑化等のための「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（IVOS）」の運用等を行う。	—																						

(5) 県外における災害ボランティア活動に対する支援（第11条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]						
			今年度 当初予算額 [千円]						
【前年度の実 施状況及び 成果】 県外被災地に 係る災害ボラ ンティア募集 情報等の発信	県 ・ 県社会福 祉協議会	<実施状況> 県ホームページ及び特設サイト「災ボラ STANDBY（スタンバイ）」において、能登半島地震 に関し、被災地における「災害ボランティアセン ター設置情報」及び「災害ボランティア募集情報」 の発信を継続して行った。 <table><tr><th>対象災害</th><th>時期</th><th>主な発信内容</th></tr><tr><td>令和6年 能登半島 地震</td><td>R6年 1月 ～</td><td>災害ボランティアセン ター設置情報等</td></tr></table> <成 果> 全国各地で発生した災害における災害ボラン ティア募集情報等を、県民に向けて速やかに情報 発信することにより、県外における被災者支援の 迅速かつ適切な実施につなげることができた。 （福祉部 福祉政策課）	対象災害	時期	主な発信内容	令和6年 能登半島 地震	R6年 1月 ～	災害ボランティアセン ター設置情報等	—
対象災害	時期	主な発信内容							
令和6年 能登半島 地震	R6年 1月 ～	災害ボランティアセン ター設置情報等							
【今後の取 組】 県外における 災害ボランテ ィア活動に対 する支援	県 ・ 県社会福 祉協議会	他県で発生した災害において、現地を訪れてボ ランティア活動をしたいと考える県民が、活動に 必要な情報に容易にアクセスできるよう、県ホー ムページや特設サイト「災ボラ STANDBY（スタン バイ）」において、県外被災地における災害ボラ ンティアセンターの設置や災害ボランティア募 集に係る情報を提供する。	—						

(6) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	<実施状況> ○令和7年度第1回 ・開催日時：令和7年7月5日（土） 10:00～16:00 ・開催場所：イオンモール土浦 ・来場者数：520名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布 ○令和7年度第2回 ・開催日時：令和8年3月7日（土） 10:00～16:00 ・開催場所：イオンモール水戸内原 ・来場者数：571名 ・啓発内容：災害ボランティアクイズ、啓発ポスター及び災害ボランティア登録案内掲示、啓発チラシ配布 <成 果> 会場に災害ボランティア啓発ブースを設置して、災害ボランティアについて周知したことで、県民の災害ボランティアについての理解と関心を高めることができた。 （防災・危機管理部 防災・危機管理課）	934 千円
【今後の取組】 「いばらき学ぼうさい」における啓発	県	県民の防災に関する意識向上を図ることを目的に、民間企業と連携して開催する啓発イベント「いばらき学ぼうさい」において、災害ボランティア活動に関する啓発を行う。	934 千円

【前年度の実施状況及び成果】 災害ボランティア活動の啓発イベント等への参加	県	＜実施状況＞ 【啓発イベントの概要】 <table><tr><td>名称等</td><td>名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター</td></tr><tr><td>開催日時</td><td>10月4日 11:00～15:30</td></tr><tr><td>イベントの主な内容</td><td>文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展</td></tr></table> 【メディア等による広報の実施】 ・県広報紙「ひばり6月号」掲載 ・ラジオ県だより（6月16日、26日放送） ・県公式X、Yahoo ぐらし、産業戦略部メールマガジンによる情報発信 ＜成果＞ 啓発イベントやメディア等による情報発信により、災害ボランティア活動についての理解と関心を深めることができた。 （福祉部 福祉政策課）	名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター	開催日時	10月4日 11:00～15:30	イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展	—
名称等	名称：「ふれ愛広場イベント」 会場：龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園、総合福祉センター								
開催日時	10月4日 11:00～15:30								
イベントの主な内容	文化と福祉を融合させた市民参加型の福祉まつり「ふれ愛イベント」に参加し、「災害ボランティア」についての啓発ブースを出展								
【今後の取組】 災害ボランティア活動の啓発イベントへの参加	県	災害ボランティア活動に係る啓発イベントに参加やし、災害ボランティアについての理解と関心を深めるとともに、共助意識の普及を図る。	—						

(7) 推進体制の整備等 (第 14 条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]				
【前年度の実 施状況及び 成果】 組織体制の整備	県	<実施状況> ・専任職員の配置 福祉部福祉政策課に、引き続き災害ボランティア活動の支援・促進を担当する専任職員を配置した。 <成 果> 配置した専任職員を中心に、災害ボランティア活動に関する人材育成や環境整備などの各種施策を推進し、災害ボランティア活動の支援・促進を図ることができた。 (福祉部 福祉政策課)	—				
【今後の取 組】 組織体制の整備	県	「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」を踏まえ、県として必要な施策を着実に実施していくための推進体制を整備する。	—				
【前年度の実 施状況及び 成果】 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	県	<実施状況> 「茨城県災害ボランティア活動支援基金」に係る寄附金を募集するとともに、同基金に関する特設サイトによる広報、県公式X、ショッピングモール等でのチラシ配布などにより、県民等に対して周知を図った。 個人からの寄附については、県の「ふるさと納税」サイトから、企業からの寄附については、寄附のインセンティブとなるよう「企業版ふるさと納税」により寄附ができるようにしている。 <成 果> 令和7年度において以下の寄附実績を上げ、災害ボランティア活動支援事業費補助金の原資として活用することにより、災害ボランティア活動の環境整備を図ることができた。 【令和7年度 寄附実績（見込）】 <table><tr><td>寄附総額</td><td>128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円</td></tr><tr><td>寄附件数</td><td>2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件</td></tr></table> (福祉部 福祉政策課)	寄附総額	128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円	寄附件数	2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件	38,617 千円
寄附総額	128,026,838 円 (内訳) 法人 8,389,838 円 個人 119,637,000 円						
寄附件数	2,950 件 (内訳) 法人 9 件、個人 2,941 件						

【今後の取組】 茨城県災害ボランティア活動支援基金の設置	県	災害ボランティア活動の環境整備を図る事業への助成等に係る原資を確保するとともに、県民・県内事業者等における共助意識の醸成を目的として、「茨城県災害ボランティア活動支援基金」を設置し、広く寄附金を集める。	13,013 千円
---------------------------------	---	---	-----------

4 その他

特になし

○茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例

令和2年12月18日

茨城県条例第59号

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例を公布する。

茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例

人類は、これまで、自然災害により多大の苦難に遭遇してきた。多数の尊い人命が失われ、生活基盤を奪われながらも、強い絆で助け合いながら、その都度、苦難を克服して、新しい時代を切り拓いてきた。

しかるに昨今は、県内においても、これまでに経験したことがないような自然災害が頻発しており、その甚大な被害の前に自然の猛威を改めて思い知らされている。

その中であって、被災の現場に駆け付け、見返りを求めず、被災者支援の要として活動するボランティアの方々の献身的な姿は、被災者に勇気と希望を与え、生活の再建と地域の復興に向けた大きな力となっている。

我々は、災害時におけるボランティアの活動の重要性を改めて認識し、根付かせるため、その活動において直面する課題の解決や知識経験の共有など、災害時におけるボランティアの活動に資する環境を整備していく必要がある。

ここに、災害時において被災者に寄り添い、被災者を支え、そして地域の復興につながる力となるボランティアの活動を一層促進し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の促進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、県、市町村及び社会福祉協議会（以下これらを「行政等」という。）、災害ボランティアその他の災害ボランティア活動に関わる多様な主体の連携体制を構築し、災害ボランティア活動を促進することにより、被災者の支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。

- (2) 災害ボランティア活動 被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動を円滑に行うためのボランティア活動をいう。
- (3) 災害ボランティア 災害ボランティア活動を行う個人又は団体をいう。
- (4) 災害ボランティアセンター 被災地の早期の復旧復興を図るため、災害ボランティアの募集、災害ボランティア活動の場所に係る情報提供その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に係る支援を目的として社会福祉協議会が設置する組織をいう。
- (5) 社会福祉協議会 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会及び同法第110条第1項に規定する都道府県社会福祉協議会であって、県の区域内で事業を行う者をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (7) 自主防災組織等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織、消防団、水防団、防災士（防災活動に関する知識又は技能に関し、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人の定める資格を取得した者をいう。）その他地域において防災活動を行う団体又は個人をいう。

（基本理念）

第3条 災害ボランティア活動の促進は、これが相互扶助の精神に基づく自発的な活動であることを鑑み、被災者の意向並びに災害ボランティアの自主性及び自立性が尊重され、行政等と被災者と災害ボランティアとの信頼関係の下に、連携及び協力を図ることを旨として、行われなければならない。

- 2 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティアの生命及び身体の安全の確保に十分配慮されなければならない。
- 3 災害ボランティア活動の促進に当たっては、被災者の支援に関する的確な情報の収集及び提供に十分配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、平時から、次の事項に関し、必要な施策を講じなければならない。
 - (1) 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化
 - (2) 災害ボランティア活動に関する人材の育成及び確保

(3) 災害ボランティア活動による被災者の支援の迅速かつ適切な実施

(広域にわたる被害の発生時等における県の対応)

第5条 県は、災害時において、広域にわたる被害又は甚大な被害の発生により災害ボランティアセンターの設置が困難であると認められるときその他災害ボランティア活動による被災者の支援に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、率先して必要な措置を講じなければならない。この場合において、県は、市町村及び社会福祉協議会の理解と協力を得つつ、これを行うものとする。

(県民の理解)

第6条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるとともに、それぞれその生活の実情に即して、できる限り、災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第7条 事業者は、それぞれの事業所の実情に応じて、その従業者が災害ボランティア活動を行いやすい職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 県は、事業者に対する表彰、広報活動その他の前項の整備の促進に関する普及啓発を行うものとする。

(相互の連携強化)

第8条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村、社会福祉協議会及び災害ボランティア相互の連携及び協力の下に行うものとする。

2 行政等は、災害時における災害ボランティアセンターの円滑な設置及び運営に資するため、その役割及び費用の分担について、あらかじめ定めておくものとする。

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、災害ボランティア活動が被災者の需要に的確に対応したものとなるよう、被災者の支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保に努めるものとする。

2 学校は、児童及び生徒が災害と向き合い、助け合いや人との絆の重要性を認識することを通じて、防災意識の向上並びに災害を生き抜く力及び人を支える力の育成を図るため、災害ボランティア活動に関する体験の機会の提供、自主防災組織等との交流その他の教育活動を行うよう努めるものとする。

3 自主防災組織等は、その地域において防災活動を行うことと併せて、災害ボランティア活動に関する気運の醸成に取り組むよう努めるものとする。

4 県は、第2項の活動及び前項の取組を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(被災者の支援の迅速かつ適切な実施)

第10条 県は、災害ボランティア活動による被災者の支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 災害ボランティア活動に関する連絡調整その他の災害ボランティア活動の円滑な実施に資する活動を行うための団体の育成又は体制の整備に関すること。
- (2) インターネットの利用による災害ボランティア活動に関する情報の迅速な収集及び提供その他の災害ボランティア活動の促進に資する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 被災地において必要とされる保健医療、復旧復興その他の災害ボランティア活動に資する専門的な知識、技術及び経験の活用に関すること。
- (4) 災害ボランティアセンターの設置及び運営その他災害ボランティア活動による被災者の支援に係る研修及び訓練の実施に関すること。
- (5) 資機材の確保に関する援助その他の災害ボランティアがその活動を行いやすい環境整備に対する支援に関すること。
- (6) 災害ボランティア活動に際しての個人情報保護その他の被災者の権利利益の保護及び感染症の予防その他の災害ボランティアの安全の確保に関すること。

(県外における災害ボランティア活動に対する支援)

第11条 県は、県民が、災害ボランティアとして、県外の被災地においてその活動を行う場合においても、前条の規定に準じて必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解と関心を深めるため、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(年次報告)

第13条 知事は、毎年度、災害ボランティア活動の促進に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(推進体制の整備等)

第14条 県は、この条例に基づく災害ボランティア活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、災害ボランティア活動の促進に係る体制の整備、基金の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、災害ボランティア活動の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の

措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。